

ほろにか

令和元年6月17日
全国卸売酒販組合中央会

「令和こそ」

関東信越支部長 山岸 義弘

5月1日の新天皇のご即位、「平成」から「令和」への改元では、全国各地でお祝いムードに盛り上がりを見せておりましたが、早1ヶ月が過ぎました。また、平成28年6月3日に改正された、新酒税法等が施行されて本年6月1日で丸2年を迎えました。この2年間は如何だったでしょうか。新法のめざすところの国税庁の任務の一つでもある、「酒類業の健全な発達」は実現したでしょうか？

法律施行当初は酒類市場の小売価格は上昇し概ね順調に推移し、これまでになかった改善が見受けられた事例もありましたので、市場が安定へと向かうのではないかと期待していましたが、その後は一旦改善した小売価格が軟化し始めている状況が見受けられてきました。本年4月開催の関東信越支部の酒類ガイドライン遵守推進会議での発言も、時間の経過とともに非常に厳しい状況へと変化してきたものになってきた、と感じております。遵守推進会議での代表的な発言を紹介してみますと、

- ・良くも悪くも右肩下がり。
- ・相見積もり合戦があり、大きな帳合変更があった。
- ・24缶のビール4,000円、新ジャンル2,200円が常態化している。
- ・他支部のある業者が見積書をばらまいていて、影響が出ている。

という内容でありました。

まだまだ「健全な酒類業界」となるまでには、道のりは遠いのかな、と感じております。

今回の法改正により、違反者には従来の指導から、最終的には免許の取消しをも含む、「指示」「公表」「命令」になりました。基準に則していない取引が認

められる場合は、法律違反になります。法改正に頼らざるを得ない他力本願的では、業界の自浄作用がなかったことになり、大いに反省すべきであります。

業界紙情報ではありますが、昨年7月から本年6月までの取引状況等実態調査においては、前年の調査での「指示4件」を上回る見通し、との内容が載っておりました。国税ご当局におかれましては、法律に違反しているような事案には厳正に対処していただき、市場がより良く安定するよう積極的な調査をお願いしたいと思います。

当支部では、役員会の都度、酒類ガイドライン遵守推進会議の場で意見交換等を実施し、公正な取引の推進に取り組んでいるところですが、今回の酒税法等の改正を機に、「今回が最後のチャンス」として取り組んでまいりましたが、現状の小売価格をみると不安な面があります。そこで、元号が「令和」となりましたので、今回は「令和こそ」という気持ちで公正な市場とすべく、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

小生は30代の頃から埼玉県卸売酒販組合の会合に出席させていただいておりますが、当時の組合事務局のH嬢が「組合の会議内容は何年経っても、同業他社の安売りなどを非難する話題ばかりで全然進歩がない。」と言っていたことを思い出します。

令和の時代こそ会議の内容が、発展的建設的前向きな議論の場になるよう期待しています。